

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(船荷証券等)</p> <p>6-2-2 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》に規定する有価証券等には、船荷証券、<u>倉荷証券、複合運送証券</u>又は株式、出資若しくは預託の形態によるゴルフ会員権等は含まれないことに留意する。</p> <p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6-7-5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれることに留意する。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、<u>児童心理治療施設</u>又は児童自立支援施設を営む事業</p> <p>ハ～ヘ (省略)</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ <u>民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に規定する養子縁組あっせん事業</u></p> <p>ハ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を営む事業</p> <p>ト 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、</p>	<p>(船荷証券等)</p> <p>6-2-2 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》に規定する有価証券等には、船荷証券、<u>貨物引換証、倉庫証券</u>又は株式、出資若しくは預託の形態によるゴルフ会員権等は含まれないことに留意する。</p> <p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6-7-5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれることに留意する。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、<u>情緒障害児短期治療施設</u>又は児童自立支援施設を営む事業</p> <p>ハ～ヘ (同左)</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を営む事業</p> <p>ト 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業</p> <p><u>チ</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業（障害福祉サービス事業（同法第5条第7項、第13項又は第14項に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p><u>リ</u> 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p><u>ヌ</u> 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p><u>ル</u> 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業</p> <p><u>ヲ</u> 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業</p> <p><u>ヅ</u> 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業</p> <p><u>カ</u> 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）</p> <p><u>コ</u> 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（第一種社会福祉事業及び<u>イ～カ</u>の事業において提供されるものに限る。）</p>	<p>老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業</p> <p><u>ト</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業（障害福祉サービス事業（同法第5条第7項、第13項又は第14項に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p><u>チ</u> 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p><u>リ</u> 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p><u>ヌ</u> 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業</p> <p><u>ル</u> 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業</p> <p><u>ヲ</u> 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業</p> <p><u>ヅ</u> 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）</p> <p><u>カ</u> 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（第一種社会福祉事業及び<u>イ～ヅ</u>の事業において提供されるものに限る。）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）</p> <p>㌦ (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(船舶の貸付けの意義)</p> <p>7-2-9 令第17条第1項第1号《国際輸送用船舶等の貸付け》に規定する「船舶の貸付け」には、裸<u>傭船</u>契約に基づく<u>傭船</u>のほか定期<u>傭船</u>契約に基づく<u>傭船</u>が含まれる。</p> <p>(外航船等への積込物品に係る輸出免税)</p> <p>7-2-18 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に内国貨物を積み込む場合において、当該積込みが外国籍の船舶又は航空機（外国籍の船舶又は航空機で、日本人が船主との契約によって船体だけを賃借（いわゆる裸<u>傭船</u>）し、日本人の船長又は乗組員を使用している場合等実質的に日本国籍を有する船舶又は航空機と同様に使用されていると認められる場合における船舶又は航空機を除く。以下7-3-2において同じ。）へのものであるときは、法第7条第1項《輸出免税等》の規定が適用され、輸出免税の対象となる内国貨物に限定がないのに対し、本邦の船舶又は航空機への積込みであるときは、租特法第85条第1項《外航船等に積み込む物品の免税》の規定が適用され、同項に規定する指定物品のみが免税の対象となるのであるから留意する。</p> <p>(手続委託型輸出物品販売場における免税販売手続)</p> <p>8-1-7の4 手続委託型輸出物品販売場（令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出物品販売場の定義》に規定する手続委託型輸出物品販売</p>	<p>の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）</p> <p>㌦ (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(船舶の貸付けの意義)</p> <p>7-2-9 令第17条第1項第1号《国際輸送用船舶等の貸付け》に規定する「船舶の貸付け」には、裸<u>用船</u>契約に基づく<u>用船</u>のほか定期<u>用船</u>契約に基づく<u>用船</u>が含まれる。</p> <p>(外航船等への積込物品に係る輸出免税)</p> <p>7-2-18 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に内国貨物を積み込む場合において、当該積込みが外国籍の船舶又は航空機（外国籍の船舶又は航空機で、日本人が船主との契約によって船体だけを賃借（いわゆる裸<u>用船</u>）し、日本人の船長又は乗組員を使用している場合等実質的に日本国籍を有する船舶又は航空機と同様に使用されていると認められる場合における船舶又は航空機を除く。以下7-3-2において同じ。）へのものであるときは、法第7条第1項《輸出免税等》の規定が適用され、輸出免税の対象となる内国貨物に限定がないのに対し、本邦の船舶又は航空機への積込みであるときは、租特法第85条第1項《外航船等に積み込む物品の免税》の規定が適用され、同項に規定する指定物品のみが免税の対象となるのであるから留意する。</p> <p>(手続委託型輸出物品販売場における免税販売手続)</p> <p>8-1-7の4 手続委託型輸出物品販売場（令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出物品販売場の定義》に規定する手続委託型輸出物品販売</p>

改正後	改正前
<p>場をいう。以下<u>8-2-1の4</u>までにおいて同じ。)における法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の適用を受けるための手続(以下<u>8-2-2の3</u>までにおいて「免税販売手続」という。)は、令第18条の2第2項第2号イに規定する免税販売手続の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者が当該販売場を経営する事業者に代わって行うこととなるから、令第18条第2項第1号及び第2号《購入手続》の規定により非居住者が輸出物品販売場を経営する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示及び購入者誓約書の提出並びに同項第3号の規定により非居住者が輸出物品販売場を経営する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示及び運送契約書の写しの提出は、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。</p>	<p>場をいう。以下<u>8-2-1の2</u>までにおいて同じ。)における法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の適用を受けるための手続(以下<u>8-2-2</u>までにおいて「免税販売手続」という。)は、令第18条の2第2項第2号イに規定する免税販売手続の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者が当該販売場を経営する事業者に代わって行うこととなるから、令第18条第2項第1号及び第2号《購入手続》の規定により非居住者が輸出物品販売場を経営する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示及び購入者誓約書の提出並びに同項第3号の規定により非居住者が輸出物品販売場を経営する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示及び運送契約書の写しの提出は、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。</p>
<p><u>(臨時販売場を設置する事業者に係る承認)</u></p>	<p><u>(事前承認港湾施設の承認)</u></p>
<p><u>8-2-1の4 臨時販売場</u>(法第8条第8項《臨時販売場設置の届出》に規定する臨時販売場をいう。以下<u>8-2-2の3</u>までにおいて同じ。)を設置しようとする事業者(輸出物品販売場を経営する事業者に限る。)に係る同条第9項の規定に基づく承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者に与えるものとする。</p>	<p><u>8-2-1の4 事前承認港湾施設</u>(法第8条第9項《事前承認港湾施設の定義》に規定する事前承認港湾施設をいう。以下<u>8-2-2の3</u>までにおいて同じ。)に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者(輸出物品販売場を経営する事業者に限る。)に与えるものとする。</p>
<p>(1) <u>臨時販売場における免税販売手続に係る事務を的確に遂行するための必要な体制が整備されている事業者として以下の要件を満たす者であること。</u></p> <p>イ <u>臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていること。</u></p> <p>ロ <u>手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、臨時販売場において自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていること。</u></p> <p>(2) <u>法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の4第3項《臨時販売場</u></p>	<p>(1) <u>港湾施設</u>(港湾法第2条第5項《定義》に規定する港湾施設(同条第6項の規定により港湾施設とみなされるものを含む。)をいう。以下<u>8-2-1の4</u>において同じ。)に臨時販売場(法第8条第8項《事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置の届出》に規定する臨時販売場をいう。以下<u>8-2-2の3</u>までにおいて同じ。)を設置する見込みがあること。</p> <p>(2) <u>承認を受けようとする港湾施設が、臨時販売場を設置する場所として不相当と認められる場所でないこと。</u></p> <p>(注) <u>事前承認港湾施設に係る承認は、事前承認港湾施設に臨時販売場を設置しようとする事業者の経営する他の輸出物品販売場の許可の区分にかかわらず与えることができるが、法第8条第8項の規定により輸出物品販売場とみなされる臨時販売場については、一般型輸出物品販</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>を設置する事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置する事業者に係る承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。</u></p> <p><u>(注) 臨時販売場を設置する事業者に係る承認は、当該事業者が経営する輸出物品販売場の許可の区分にかかわらず与えることができるが、手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、上記(1)の要件を満たす必要があることに留意する。</u></p> <p><u>なお、法第8条第8項の規定により輸出物品販売場とみなされる臨時販売場は、その臨時販売場を設置する際の届出書に記載した免税販売手続の区分により免税販売手続を行うこととなる。この場合において、手続委託型輸出物品販売場として免税販売手続を行うには、設置する臨時販売場が特定商業施設内にあり(特定商業施設が令第18条の2第5項に規定する地区等である場合は、同条第4項第1号及び第2号に規定する組合員が経営する販売場に限る。)、かつ、8-2-1(2)ハの要件を満たしている必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消すことができる場合)</u></p> <p><u>8-2-2の3 令第18条の4第3項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</u></p> <p><u>(1) 「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第64条《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</u></p> <p><u>(2) 「臨時販売場における免税販売手続その他の状況が特に不適当と認められる場合」とは、臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための体制が十分なものでなくなった場合、設置する臨時販売場の場所が不適当と認められる場合及び臨時販売場を設置する事業者の資力及び信用が薄弱となった場合等、臨時販売場を設置する事業者とし</u></p>	<p><u>売場として同条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定が適用されることから、当該臨時販売場において当該事業者が免税販売手続を行うこととなることに留意する。</u></p> <p><u>(事前承認港湾施設の承認を取り消すことができる場合)</u></p> <p><u>8-2-2の3 令第18条の4第3項《事前承認港湾施設の承認の取消し》の規定により事前承認港湾施設の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</u></p> <p><u>(1) 「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第64条《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</u></p> <p><u>(2) 「臨時販売場を設置する場所その他の状況が特に不適当と認められる場合」とは、臨時販売場を設置する事前承認港湾施設が十分なものでなくなった場合、事前承認港湾施設に臨時販売場を設置する事業者の資力及び信用が薄弱となった場合等、事前承認港湾施設に臨時販売場を設置する事業者として物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合を</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>て物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。</u></p> <p>(船荷証券等の譲渡の時期)</p> <p>9-1-4 荷送人が運送品の譲渡について為替手形を振出し、その為替手形を金融機関において割引をする際に船荷証券又は<u>複合運送証券</u>（以下9-1-4において「船荷証券等」という。）を提供する場合の当該提供は、資産の譲渡等には該当しないが、荷受人が船荷証券等を他に譲渡した場合には、その引渡しの日に当該船荷証券等に係る資産の譲渡が行われたことになることに留意する。</p> <p>(注) 寄託者の行う<u>倉荷証券</u>の譲渡は、当該<u>倉荷証券</u>に係る資産の譲渡に該当する。</p> <p>(災害その他やむを得ない事情の意義)</p> <p>11-2-22 法第30条第7項ただし書《災害その他やむを得ない事情により帳簿等を保存しなかった場合》及び同条第10項ただし書《<u>災害その他やむを得ない事情により本人確認書類を保存しなかった場合</u>》に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義については8-1-3による。</p>	<p><u>いう。</u></p> <p>(船荷証券等の譲渡の時期)</p> <p>9-1-4 荷送人が運送品の譲渡について為替手形を振出し、その為替手形を金融機関において割引をする際に船荷証券又は<u>貨物引換証</u>（以下9-1-4において「船荷証券等」という。）を提供する場合の当該提供は、資産の譲渡等には該当しないが、荷受人が船荷証券等を他に譲渡した場合には、その引渡しの日に当該船荷証券等に係る資産の譲渡が行われたことになることに留意する。</p> <p>(注) 寄託者の行う<u>倉庫証券</u>の譲渡は、当該<u>倉庫証券</u>に係る資産の譲渡に該当する。</p> <p>(災害その他やむを得ない事情の意義)</p> <p>11-2-22 法第30条第7項ただし書《災害その他やむを得ない事情により帳簿等を保存しなかった場合》に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義については8-1-3による。</p>